

(別 紙)
答申第 2 3 6 号

答 申

第 1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和元年 5 月 1 4 日、奈良県情報公開条例（平成 1 3 年 3 月奈良県条例第 3 8 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「万葉文化館の運営に係る問題点と今後の対処方法について」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和元年 5 月 2 8 日、実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在として、行政文書の不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和元年 8 月 1 2 日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対し、不開示決定処分の取消しを求める旨の審査請求を行った。

4 諮 問

令和元年 9 月 1 1 日、実施機関は、条例第 1 9 条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

令和元年度の上記の不開示決定処分の取消を求めます。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び口頭意見陳述において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

奈良新聞にもあるように、問題点は多々あります。また今後も委員会設置を発表されています。再度捜して開示してください。

(2) 口頭意見陳述

2018年12月28日付けの奈良新聞の報道によると、万葉文化館は18年前、およそ140億円投資して設立された。当初入館者数を27万5千人と見込んでいたが、平均10万人前後と低迷している。また毎年の維持費3億5千万円に対して、収入は3千5百万円であり、毎年大赤字である。そこで知事は2019年1月17日に奈良新聞の記事をきっかけにして、同館の立て直しについて、有識者に議論してもらおうと発表された。私は、奈良新聞の記者から5月頃には有識者会議が開かれると聞いていたので、情報公開請求をした。請求時点で、万葉文化館側の今後の運営について考えており、その点について有識者会議で議論されると思っていた。知事案件である万葉文化館の運営に係る問題点及び今後の対処方法についての文書が、知事の発言から4か月経過しているのに作成されていないとは考えられない。

また、2月定例県議会において3月25日に開催された予算審査特別委員会で、山本議員が、万葉文化館について「有識者会議の進め方について伺いたい」と質問された。それに対して当時の地域振興部長は、「来年度早々の立ち上げを予定しており、今後庁内で議論を進めたい」と答えている。この2月における「来年度早々」というのは4月の初めだと思うので、開示請求時点で文書がないのはおかしい。例えば、当該答弁の記録が本件開示請求に対応する行政文書といえるかもしれないが、実施機関の弁明書には、不存在決定をした理由が3行程度記載されているのみで、本件決定の説明として不十分である。万葉文化館に係る問題点及び今後の対処方法についての文書は絶対あると思っている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 理由説明

(1) 奈良県立万葉文化館におけるあり方検討について

奈良県立万葉文化館（以下「万葉文化館」という。）は、万葉集を中心とする古代文化の総合文化拠点として、平成13年に開館した。当初は明日香村全体の観光客数や、周辺の観光地に立地する美術・博物館等の入館率を参考に、入館者数を27万5000人と見込んでいたが、実際のところ入館者数は、10万人前後で推移していた。

平成30年12月28日付けの奈良新聞で、万葉文化館について「当初年間入館者数を25万人～30万人と見込んでいたが、半数以下の10万人前後と低迷を続け、存続が問われている」との記事が出された。それを受け、平成31年1月16日の知事定例記者会見で、知事が「万葉文化館のあり方検討委員会を発足し、どのように運営するのか、有識者の意見を踏まえてもう一度方針を練り直す」との発言をしたことで、今年度に、あり方検討を行うことになった。また、1月17日付けの奈良新聞の記事でも、「県は、万葉文化館のコンセプトや運営方法を再考し、立て直しを図る」と掲載された。

(2) 本件開示請求の趣旨について

審査請求人は、(1)に記載した内容の新聞記事を掲示しながら開示請求を行っており、それらの奈良新聞の両記事を受け、万葉文化館の運営に係る問題点及び今後の対処方法について検討するあり方検討についての具体的な検討内容が記載され

た文書の開示を求めているものと解された。

(3) 行政文書不存在について

前述のとおり、万葉文化館の今後の運営に係る問題点と今後の対処方法については、1月16日の知事定例記者会見での発言にあったとおり、あり方検討を行う第三者委員会を発足して検討を行う予定である。しかし、開示請求のあった5月14日時点では、あり方検討の方針が定まっておらず、十分な検討が行えていない状態である。

以上のことから、本件開示請求に該当する文書は作成していない。

2 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 行政文書の不存在

審査請求人は、平成30年12月28日に地元新聞が万葉文化館の入館者数が低迷しているとして報じた後に、奈良県知事が知事定例記者会見において、同館の今後の運営方法等について有識者に議論を求める旨の発言（以下「知事発言」という。）を行っていることから、知事発言の4か月後となる本件開示請求時点において、実施機関において、同館の運営に係る問題点の抽出及び当該問題点に係る対応に関する検討（以下「本件検討」という。）が行われているはずであり、本件検討に関する文書（以下「本件対象文書」という。）が作成されている旨主張しているので、以下検討する。

実施機関は、万葉文化館の運営方法等について有識者が議論する会議（以下「本件有識者会議」という。）を開催する予定ではあるが、その検討方針が定まっておらず、十分な検討が行えていなかったことから、本件対象文書を作成又は取得していなかった旨説明している。

これについて、審査請求人は、口頭意見陳述において、平成31年2月定例県議会における答弁記録（以下「本件答弁記録」という。）を示し、当該答弁記録について、

本件対象文書に含まれる可能性もある旨主張している。

本件開示請求は、「万葉文化館の運営に係る問題点と今後の対処方法について」の開示請求であることから、本件開示請求に対応する文書に本件答弁記録が含まれているとも考えられるところである。

この点、当審査会が、事務局を通じて実施機関に確認したところ、本件開示請求は、審査請求人が来庁して実施機関との面談のもと行われたものであり、本件答弁記録については、本件開示請求と同日に審査請求人により別途行われた「万葉文化館における過去2年に渡る県会議員よりの質問および回答」の開示請求に対応する行政文書として開示したものであることから、本件開示請求に対応する行政文書として特定しなかった旨説明している。

行政文書開示請求において、開示請求者が過去に開示を受けた行政文書を再度開示請求することは十分想定される。しかし、同一の開示請求者が同日に行った別の開示請求で開示を求めている文書について、もう一方の開示請求に対応する行政文書として特定したとしても、審査請求人が了知することになる情報を重ねて開示するに過ぎないことから、特段の事情がない限り、実施機関が本件開示請求に対応する文書に本件答弁記録が含まれると解することはできないと認められる。

したがって、本件答弁記録を開示の対象としなかった実施機関の判断は、妥当性を欠くとまでは言えない。

また、本件検討の進捗及び本件検討に関する説明資料の作成状況について、事務局を通じて実施機関に確認したところ、本件検討に着手したのは7月下旬であり、8月中旬の課長説明を経て、8月下旬に部長説明資料を作成したうえで説明を行っており、知事定例記者会見及び奈良県議会における対応のための資料についても作成しなかった旨説明している。そして、本件有識者会議については、当審査会において本件審査請求に係る審議を開始した時点においても開催されていないとのことであった。

これらのことから、本件開示請求時点において、本件検討を行っていなかったことから本件対象文書を作成していないという実施機関の説明については、これを覆すに足りる特段の事情は認められない。

以上のことから、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は是認せざるを得ないと判断する。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
令和 元年 9月11日	・ 実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
令和 2年 2月27日 (第239回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 2年 3月25日 (第240回審査会)	・ 審査請求人から意見等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
令和 2年 5月29日 (第241回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 2年 6月24日 (第242回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 2年 7月29日 (第243回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
令和 2年 8月20日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
い る め よ し お 以呂免義雄	弁 護 士	会 長 代 理
く ぼ ひ ろ こ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授 (住生活・住環境学)	
こ た に ま り 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授 (行政法)	
の だ た か し 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長
ほ そ み み え こ 細見三英子	元産経新聞社記者	